

湧別町行政改革大綱

～湧別町自治基本条例が目指すまちづくりの実現に向けて～

推進期間 令和3年度 ～ 令和7年度

令和 4年 3月
湧 別 町

【目 次】

- 1 行政改革を必要とする背景（P 1）
- 2 第3次行政改革の進め方（P 2）
 - （1）基本方針
 - （2）推進期間
 - （3）大綱の推進
 - （4）推進体制
 - （5）進捗管理
- 3 第3次行政改革の具体的な方策
 - I 協働と町民参加によるまちづくりの推進（P 3）
 - 町民参加の推進
 - 情報共有及び公開の推進
 - 地域コミュニティの支援
 - II 時代に即した行政サービスの推進（P 4）
 - 質の高いサービスの提供
 - 公共施設の適正管理と効率的な活用
 - 民間活力の利用推進
 - III 効率的で機能的な行政組織体制の確立（P 5）
 - 効率的で機能的な行政組織体制の形成
 - 定員管理及び給与制度の適正化等
 - 人材の育成
 - 広域行政の推進
 - IV 健全で持続可能な財政基盤の確立（P 6）
 - 財政の健全化
 - 歳入の確保

1. 行政改革を必要とする背景

合併以降本町では、平成22年度から平成27年度までの第1次行政改革大綱、平成28年度から令和2年度のまでの第2次行政改革大綱と10年に渡り行政改革を行ってきました。第2次大綱では自治基本条例による協働によるまちづくりの推進、行政評価システムの活用、グループ制による効率的な組織体制の確立、公共施設再配置実行計画に基づく公共施設の再配置、コスト削減による財政の健全化など、第1次大綱を一部継承し効率的な行政運営に取り組んできました。

しかしながら、我が国の経済情勢は依然として先行き不透明な状況であり、国レベルで進行している少子高齢社会・人口減少社会により、生産年齢人口が減少し、本町においても、国立社会保障・人口問題研究所によれば人口は今後も大幅に減少し続け、2040（令和22年）年には5,465人になるものと推計されています。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の世界的流行に伴い、感染拡大防止のために経済活動の抑制を余儀なくされ、これにより急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、今後においても大きな影響が懸念されています。

また、各地で顕在化している社会インフラや施設の老朽化も懸念されており、これらを踏まえると国・地方を問わず、今後、本町でも更なる財源の縮小と経費の膨張が予測されることから、中・長期的展望に立った健全な財政基盤の確立が不可欠となっています。

本町を取り巻く環境も急速に変化しており、複雑かつ多様化する住民ニーズや少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、財政面では健全化判断比率はすべて健全となっているものの、公債費などの義務的経費の増加や、国勢調査人口の減少と普通交付税の激変緩和措置終了の影響などにより町税、譲与税も含めた一般財源となる歳入も減少していくことが予想されます。

そのため、構造的な課題にも取り組む必要があり「人口減少克服・地方創生」に向けた「第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種施策を実行し、さらには総合計画が掲げる基本理念を確立するため「協働によるまちづくり」に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが、これまでの改革の理念と視点を引き継ぎながら、常に改善し続ける意識を維持し、限りある財源、資源、人材を最大限に有効活用していくことがこれまで以上に重要になります。

このようなことから、今後5年間を見据え時代に即した質の高い行政サービスの実現と、「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に基づき、引き続き行政改革の推進を図るため「第3次湧別町行政改革大綱」を策定するものであります。

2. 第3次行政改革の進め方

(1) 基本方針

本大綱による行政改革の基本的な考え方として、時代の変化や多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、柔軟かつ迅速な意思決定や新たな発想にたった施策の展開が可能となる改革を目指します。

○基本方針

- I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進
- II. 時代に即した行政サービスの推進
- III. 効率的で機能的な行政組織体制の確立
- IV. 健全で持続可能な財政運営の確立

(2) 推進期間

本大綱による推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 大綱の推進

本大綱を着実、かつ計画的に実施・推進していくために、具体的な取組事項及び実施概要・目標年度等を定めた「湧別町行政改革実施計画書」を策定します。

(4) 推進体制

職員一人ひとりが本大綱及び実施計画書の内容を理解したうえで共通認識を持って全庁的な取り組みを推進するため、庁内に町長を本部長とする「湧別町行政改革推進本部」を設置し、行政改革推進についての協議や行政改革全般の統括を行います。

(5) 進捗管理

町民の代表によって構成される「湧別町行政改革推進委員会」に定期的に報告して、委員会の点検評価を受けるとともに、進捗状況や点検評価の結果等を広報紙やホームページ等で分かり易く公表します。

3. 第3次行政改革の具体的な方策

I. 協働と町民参加によるまちづくりの推進

(1) 町民参加の推進

自治基本条例の基本理念に基づいたまちづくりを推進するため、町民の意見を広くまちづくりに生かすための仕組みについて点検・見直しを行い、町民が行政を身近に感じ、まちづくりの担い手であるという町民意識を醸成するため、条例の目的等の普及啓発に向けた取り組みを行い、町民参加を推進します。

【取り組み事項】

- ①自治基本条例の普及と推進
- ②まちづくり参画制度の充実

(2) 情報共有及び公開の推進

情報共有は、町民参加の推進とともに、町民が主体の自治を実現するための基本となるものです。町民、議会及び行政との相互連携を図りながら協働を推進するため、個人情報 の適切な運用の中であらゆる媒体を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に公開し、町民意識の醸成を図ります。

【取り組み事項】

- ①広報・広聴制度の充実
- ②外部への積極的な情報発信

(3) 地域コミュニティの支援

町民との役割分担のもとにまちづくりを推進するため、協働の担い手となる自治会や様々な分野におけるボランティア活動団体などの自主的な活動を支援し、地域と行政の連携を強化するとともに、町民の自主的なまちづくりへの参加意識の醸成に努めます。

【取り組み事項】

- ①自治会の運営の支援
- ②地域スタッフ制度の有効活用
- ③NPOやボランティア活動団体への支援

Ⅱ. 時代に即した行政サービスの推進

(1) 質の高いサービスの提供

最小の経費で最大の効果を上げることを基本に、町民の要望や意見を幅広く集約し、行政のデジタル化などによる質の高い町民サービスの提供を図ります。

【取り組み事項】

- ①既存の事務事業の見直し
- ②行政のデジタル化の推進

(2) 公共施設の適正管理と効率的な活用

「公共施設等総合管理計画」で後年度の財政負担を考慮した今後 10 年間の公共施設の削減目標が設定され、これに基づき平成 29 年度に策定された「公共施設再配置実行計画」やその他個別計画により、地域の実情に応じた公共施設の適正配置に向けた統廃合等を実施します。

【取り組み事項】

- ①施設機能の見直しと有効活用
- ②学校の適正配置、保育所再編

(3) 民間活力の利用推進

住民サービスの向上、経費の節減等を図る観点から、民間ノウハウが活用できる分野について検討し官民連携を推進します。

【取り組み事項】

- ①民間活力の利用推進

Ⅲ . 効率的で機能的な行政組織体制の確立

(1) 効率的で機能的な行政組織体制の形成

町民ニーズや社会環境の変化に応じて、柔軟で効率的、かつ迅速に運営できる組織・機構が必要です。常時見直しを行い、時代に即応した簡素で効率的な組織づくりを目指します。

【取り組み事項】

- ①行政組織体制の検討

(2) 定員管理及び給与制度の適正化等

定員管理については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、原則的に国家公務員の給与制度に準拠して、運用・水準の適正化を推進します。

【取り組み事項】

- ①定員管理適正化計画の推進
- ②給与制度の適正化

(3) 人材の育成

地域主権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、職員研修などによる先進事例の調査・研究や、コンプライアンスを徹底し、また、人事評価制度を活用により働きがいや使命感を持った職員の育成を図り、さらに職場環境の改善や職場における安全と健康を確保するため、安全衛生委員会による健康管理の徹底などに努めます。

【取り組み事項】

- ①職員の資質の向上
- ②人事評価制度の推進・活用
- ③働きやすい職場づくり

(4) 広域行政の推進

より高度で効率的な行政を展開するために、広域的な処理が適切な事務・事業や共通の課題解決のため、関係市町村と連携・協力し、広域行政の活用に努めます。

【取り組み事項】

- ①広域行政の推進

IV. 健全で持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化

人口の減少や少子高齢社会による労働力人口の減少などにより、町税や地方交付税の増額も期待できないことから、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう、中・長期的視点に立った計画的な財政運営を進めていきます。

また、町民に対して町の財政状況が把握できるよう広報紙やホームページを活用して分かりやすく公表します。

【取り組み事項】

- ①計画的な財政運営
- ②行政コストの節減
- ③企業会計等の健全化

(2) 歳入の確保

町税等の収納率の向上を図るため、納税意識の高揚や口座振替の推進による自主納付率の向上、収納部門の連携強化により、収入の確保を図り、各種使用料・手数料などについては、受益者負担の適正化に努めるとともに、行政サービスの利用に見合った適正な料金のあり方を検討します。

また、自主財源の確保を図るため、町の特産品を活かしたふるさと納税などを推進します。

【取り組み事項】

- ①町税等の歳入確保
- ②使用料手数料の見直し
- ③ふるさと納税の推進